

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

民事裁判のIT化 ～IT化でできること～

民事裁判の3つのe

- ① e提出
訴状の提出, 書面直送などのオンライン化, 電子納付
- ② e事件管理
訴訟記録へのオンラインアクセス, オンラインでの期日調整や審理計画の共有
- ③ e法廷
口頭弁論, 争点整理期日などのウェブ会議での実施

令和2年から試行

【フェーズ1】 e法廷
現行法下でのウェブ会議活用

※2月開始: 知財高裁, 高裁所在地の地裁 / 5月開始: 横浜, さいたま, 千葉, 京都, 神戸の各地裁

【フェーズ2】 e法廷
法改正しウェブ会議等を活用
【フェーズ3】 e提出・e事件管理法改正・システム構築し裁判全体をIT化

検討・準備

ウェブ会議による手続
来年5月から、横浜地方裁判所でもウェブ会議による裁判手続が開始される。これまでは電話会議を除いて期日には裁判

所に出席しなければならなかったが、ウェブ会議では、事務所にいながら(場合によっては出張先からも)手続に参加することが可能となる。これによる柔軟なスケ

ジュール管理によつて期日調整も容易となり、迅速な訴訟進行にも資することになる。効率的な事件処理は、弁護士の働き方改革にもつながり得る。

裁判のIT化は、当面、現行法の枠内において行われ(フェーズ1)、手続としては、事実上の打合せ又は書面による準備手続として実施される予定である。そのため証拠調べはできず、書面は最終的にはこれまでどおり郵送、ファックスで提出の上、弁論又は弁論準備期日において陳述及び証拠調べが行われる。

共有フォルダの活用
もっとも、ウェブ会議においては、裁判所の指示の下、準備書面及び書証を事前に共有フォルダへアップロードしておくことが求められる。これまで、例えば写真や約款等小さな文字が記載されているものを証拠として提出する場合、それがファックス送信であれば、潰れて内容が全く分からないということが多々あった。これがデータとしてアップロードされれば、即時にフルカラーでの写真を確認することも、文字が小さければ拡大して確認するという

ことも可能になる。また、期日において、裁判所及び相手方との間で画面を共有すれば、三者が同じ画面を見ながら認識を共有することができ。例えば、ストーリービューで現場の様子を確認しながら争点整理を行い、自らの主張に関する説明をパワーポイントで行うなど、これまでとは異なった裁判手続の進め方が可能となるかもしれない。

これまで動画を証拠として提出しようとする場合、事前にCD-R等でデータの送付を行うものの、期日において動画を裁判所及び双方当事者が確認しながら、争点を整理するということはなかった。ウェブ会議を利用すれば、動画、例えばドライブレコーダーを再生しながら確認するというようなことも可能となる。

裁判所との間で行った模擬裁判では、パワーポイントを利用したプレゼンテーション、ストーリービューの利用を実際に試みた。やはり、現場の状況の確認を三者間でできるという点で非常にメリットがあると感じた。民事訴訟IT化検討PTでは、今後も様々な手法に挑戦していきたい。

(会員 最所 義一)

第7回 人権シンポジウムかながわ
日時 2019年11月2日(土) 午前10時
場所 横浜市開港記念会館

神奈川県のアウトライントと秤をモチーフにした神奈川県弁護士会のロゴマークです。

死刑廃止と代替刑を考える会内勉強会 自らの意思の表明を

7月29日、刑事法制委員会主催で、日弁連死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副本部長の小川達雄弁護士(京都弁護士会所属)を講師に招き、標記のテーマで会内勉強会が開催された。

前半は、死刑制度が廃止されるべき理由について説明がなされた。

まず、わが国で死刑再審無罪が4件も確定した意味について、刑事事件について「えん罪」が生じ得ること、それは偶然ではなく制度面や運用面において構造的な意味を持つこと、それらのことが死刑事件でも例外ではないことが指摘された。

その上で、死刑制度が廃止されるべき理由について、原理的な理由、法的な理由、歴史的な理由、政策的な理由の四つの視点から詳細な説明がなされた。

さらに、死刑制度廃止と被害者の救済との関係について、刑罰の応報のみで被害者の救済を求めるとは無理があること、被害者救済のためには刑罰のみならず経済的、心理的ケアなど他の要素も必要不可欠であることが指摘された。

後半は、死刑制度廃止により導入されることが予想される代替刑について説明がなされた。

小川弁護士は、日弁連の取り組みや各単位の会の状況についても説明し、最後に当会の個々の会員に向けて、死刑制度の問題について真摯に考えて自らの意思を表明してほしいと要望した。

質疑応答でも代替刑の制度内容や無期刑が終身刑化している実態などの深い議論がなされ、大変有意義な勉強会であった。

(会員 栗野 庸司)

講師の小川達雄弁護士

山ゆり

時が流れるのは早いもので、私は今年で弁護士11年目です。昨年、司法研修所修了10周年記念の熱海旅行に参加したのですが、同期の方々は、皆10年目の法曹に相応しい貫禄がありました(私は、未だに心もとないですが)▼弁護士になって日々痛感しているのは、「一生勉強」だということ。艱難辛苦を乗り越えてやっとの思いで司法試験に合格したときは、これで自由だ、勉強なんてもう二度としないと思いがちですが、いざ実務に出てみると、分からないことだらけで毎日泣きそうなおもいで実務書と格闘していました▼弁護士歴10年を超えて、一通りの経験を積んでこれやっとな案ができるかと思いきや、債権法改正や相続法改正があり、また一から民法を学ぶことになりました。民法改正関係の書物をいくつか購入しましたが、忙しい実務の合間に読むのは、中々気が必要作業です▼弁護士法第2条が、「弁護士は、常に、深い教養の保持と高い品性の陶やに努め、法令及び法律事務に精通しなければならない」と定めている以上、「一生勉強」が必要なのは弁護士の宿命なのでしよう▼司法研修所修了20周年記念の京都旅行に胸を張って行けるように、今まで以上に日々研鑽に努めていきたいと思えます。

(本間 久雄)

提言

弁護士会150年会史の編纂を

会員 間部 俊明

においては、「100年会史」になかった当会支部の歴史を、神奈川県民との関係を意識して描く

陪審裁判の調査研究

当会が平成18年に発行した「創立125周年記念会報」は、横浜地方裁判所で35件の陪審裁判が審理され、無罪判決が12件あったことを報告している。無罪率34・3%という高さである。

人権蹂躪事件と当会の活動

陪審裁判の法廷で、無罪の判決が言い渡されると、新聞は、「署長自ら取調べるか」「重大事件はすべて」「陪審を予想し完全を期す」(昭和4年6月21日東京日日新聞)、あるいは「警察の態度」「今後は慎重」「二度の無罪から」「苛酷な取調べ暴露」(同年7月5日東京日日新聞)などと書いた。しかし、警察による自由の強要は改善されなかった。

この50年の当会の出来事とこれからの当会をどう作っていくか

平成6年に横浜地裁相模原支部が新設され、当会に相模原支部が新設されたことは、神奈川県民にとって大きな出来事だった。県下に次々と法律相談センターを設置したことや成年後見センターを設置したことで、県民に信頼される弁護士会となるためには、「本部」「支部」という従前の枠組みを越えた弁護士会のあり方についての活発な議論が必要であろう。

「100年会史」は、本部の歴史が記されたものと言ってしまうのではない。編年体で書かれた会史は、執行部についての歴史が中心であり、支部が紹介されたのは、下巻末尾の座談会においてだけであった。次の「150年会史」



当会支部の歴史の叙述の必要性

「100年会史」は、本部の歴史が記されたものと言ってしまうのではない。編年体で書かれた会史は、執行部についての歴史が中心であり、支部が紹介されたのは、下巻末尾の座談会においてだけであった。次の「150年会史」

横浜軍事裁判の調査研究

昭和20年12月から4年余りにわたって、横浜地裁を接収して行われた米第8軍による軍事裁判に、当会は総会決議をもって臨んだ。「100年会史」では、



「150年会史」では、横浜軍事裁判の調査研究の続きを行いたい。この作業は、当会に課せられた歴史的責務である。

戦前の日本弁護士協会や帝國弁護士会の機関誌には、神奈川県で起きた人権蹂躪事件についての調査活動が報告されているが、「150年会史」では、陪審裁判についての歴史

LGBT/SOGIに関する研修会

多様に能力を発揮できる環境を

8月1日、当会で初めて、LGBT/SOGIに関する研修会が会員向けに開催された。これは、人権擁護委員会の「両性の平等に関する部会」が「すべての性の平等に関する部会」に名前を改め、これまで活動を行ってきた男女の平等に加えて性的マイノリティの権利に関する問題を扱うこととなり、最初の活動として当会会員がこの分野の理解を深められるように企画したものである。

後半の寺原弁護士の講義では、弁護士の立場から、裁判例の紹介や法律相談の具体的な事例について分かりやすい解説がなされた。弁護士であれば、誰でも当事者からの相談を受ける可能性があるところ、不用意な発言で弁護士自身が当事者を傷つけている「二次被害」があるとの指摘があった。

研修会の様子

10月10日には「LGBT Sレインボー110番」と題した電話相談会も行う。当部会としては今後も積極的な活動をしていきたい。

(会員 橋本 陽子)

家族信託に関する

セミナー&相談会

8月2日、法律相談センター運営委員会の主催により、「信託セミナー&相談会」が当会会館にて開催された。本セミナー・相談会は、家族信託を市民へ周知することを目的とし、昨年度に引き続き、市民向けに無料で開催されたものである。

本セミナーでは、狩倉博之・杉原弘康両会員に加え、東京地方税理士会から吉野広之進税理士を講師に招き、弁護士と税理士による各講演が行われた。

弁護士講演では、成年後見や遺言の制度と比較しながら、家族信託の基本的な仕組みや活用方法について解説があり、将来的な判断能力の衰えに備えて資産管理を家族に信託する場合などの具体的事例が紹介された。

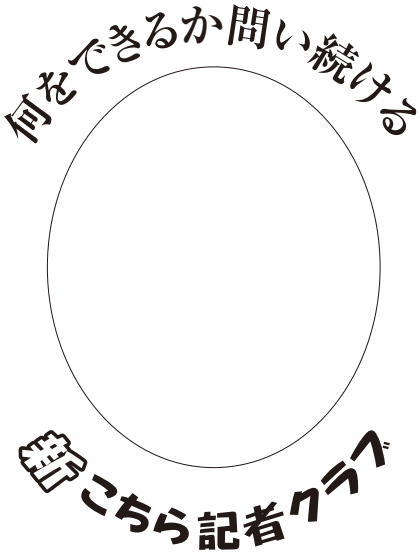
また、税理士の講演では、父親が息子に自宅不動産の管理を信託した事例を題材に、信託税制の基本的な考え方や、契約スキームに応じた課税内容について解説があった。

本セミナー後には法律相談会が実施され、当会会員が相談に当たった。本セミナー参加者は39名、相談者は5組と多数に上り、昨年度に引き続き大盛況であった。

また、参加者からは、「ワードはよく聞けただけ、ほとんど無知だったのでとても良い機会だった」「いろいろ検討できる元気がうちに、勉強したり専門家と相談したりする必要があると気付かされた」という声が上がると、好評だった。

このような家族信託に関する市民のニーズにこたえるべく、来年1月27日にも、同様のセミナー・相談会の開催を予定している。

(会員 笹岡 亮祐)



初めて警察・司法の担当となつて3年弱の月日が経つたいま、大きく見方が変わったのが「自動車」に対するイメージだ。数年前まで霞ヶ関で日夜自動車産業政策を取材していた身としては、後を絶たない悲惨な交通事故を前にし、自動車を「次世代技術の塊」から「人の命を奪う可能性のある鉄の塊」へと見方を変えていることに複雑な思いでいる。あおり運転や飲酒運転などの悪質な行為は言語道断だが、中でも高齢者が関わる重大事故は少子高齢化という日本の社会構造とも通じるだけに、思う部分が多い。

警察庁によると、そもそも死亡事故自体は2004年以降減少傾向にある。ただ75歳

一方だ。警察庁は、免許返納の呼びかけだけでなく、認知機能検査に加えて実車に乗っ

以上のドライバーによる死亡事故の件数は約10年前から微増微減を繰り返しており、全体に占めるその比率は高まる

て運転技能を確認する「実車試験」の導入についても検討を始めたという。「自動運転の技術向上や高

年齢事故の抑止の議論につながればいい」。約2年前、87歳の男性が運転する軽トラッ

クにひかれた小学生の男児の父親が取材で語った一言は、今でも胸に刻まれている。

交通網が発達した大都市圏とは異なり、多くの地域にとって自動車は日常を支える貴重な移動手段だ。高齢者が今後更に増える中で、生活への影響を抑えながら、どう対策を編みだしていくか。自動運転車の普及は数十年後とも言われる。正解がない中で最適解を模索するには、国や行政だけでなく、自分たち一人一人が何をできるのかも欠かせない視点だ。1件でも同様の事故が減ることを願ひ、今後何ができるかを問うのか社会に問い続けたい。

(神奈川県新聞社 報道部 横山 隼也)

片隅で考えていること

会員 山縣 宏子 (68期)

常議員会

弁護士登録4年目の私にとつて、常議員会の議題は毎回初めてのことばかりである。一方で、議題自体には新規のものはほとんどなく、大多数がこれまで前例のある事柄に関するものである。議事に必要な資料はもうろん配布されているのであるが、それだけでは分からない背景事情も多い。たまたま事情を知る方が

いらつしやるときは、「実は、これこれこうで……」なんてお話を聞かせていただき、よく分かったような気持ちになつて議事に参加している。そんなとき、ふと、こういうことを記録に残せないのだから、と考えてしまう。過去の議事内容を記録し、それを同様の議題のときに参照できれば、議題を立体的に

理解することができるし、重複する議論を避けることができる。しかし一方で、議事内容を逐一記録するとなると膨大な量になってしまうし、残した記録の中から有用なものを紐づけるのは、多大な労力を要する。

折しも、常議員会でも資料のペーパーレス化が推奨されており、当会におけるIT化の波の一端を感じるところであるが、結局はITの運用に人の労力を要することは切り離せない。労力の面から見ると、当会で実現できるIT化には自ずと限界があるのだから。なんてことを頭の片隅で考えながら、今月も常議員会の一席に加わっている。

理事者室



「事務所に来なくていい」

副会長 澄川 圭

4月に副会長に就任し、既に任期の3分の1が経過した(掲載時点ではなんと半分が経過している)。理事者としての時間が流れるのはとにかく速く、あつという間に任期全部が終わってしまふ気さえしてくる。

支部から副会長に就任するにあたり、副会長職と事務所業務の両立が一

つの懸念事項であった。しかし、蓋を開けてみれば一日中関内の弁護士会館にいる日はそれほど多くない。川崎の事務所に全く顔を出さないのは週1回程度である。

また、現在では様々なITツール(電子メール、スケジュール、クラウド上のドライブなど)があるため、外出先でできる

作業も多い。もちろん事務所と全く同じとまではいかないが、一昔前に比べれば、事務所を長時間空けることによる不都合はかなり減少しているといえるだろう。その中で、こうしたツールのなかった時代の諸先輩方が会務と事務所業務を両立させてこられたことには本當に頭が下がる思いである。

私の事務所では2013年から、事務所内のほとんどの業務連絡をチャット(クラウド会議室)で行っている。それこそ隣の席に座っている弁護士や事務職員同士でも業務連絡にチャットを利用する。チャットでの業務連絡に関しては事務所内いようと外出していても何ら変わらずできることもあって、副会長就任以来、事務所のメンバーから「別に事務所に来なくてもいい」と言われたりもする。忙しさに気を遣って言ってくれているものと信じている。

関越大会 準優勝

あと一歩及ばず

8月3日、群馬県渋川市で横浜、東京、新潟、群馬、埼玉の5チームによる弁護士野球関越大会が開催された。

酷暑の中、全6試合が行われ、当会野球部横浜マリナーズは、2試合を戦い準優勝という結果を収めた。まずは試合を振り返る。

好リリーフの川原会員

第1試合は、地元群馬との打撃戦となった。横浜は、初回に4点を先制。4回には、石原大悟、根本淳己、野木大輔の3連打等で3点を追加する。なお、野木はこのヒットで通算189本目となり(自称)、通算200安打

第2試合は、強豪東京との決勝戦。しかし、初回に6つの四死球や外野の拙守により5点を先制される。5回からは群馬戦で好投した川原が再登板。独特フォームから繰り出される魔球で東京打線を手玉にとった。川原が作った良い流れを受け、最終回には、連打でチャンスを作り、4番小川健一が特大のレフトオーバースタイクで2点を追加し、横浜も意地を見せる。しかし、後続が倒れここで万事休す。横浜は、3対10で敗れ、優勝を果たすことはできなかった。試合後は、恒例の伊香保温泉「福一」での懇親会が開催され、他会の選手と健闘を称え合った。

(会員 原田 信一)

北の大地で体力勝負

札幌弁護士会サッカー部との交流戦

夕張市平和運動公園にて行われた。大型の台風10号の影響で開催が危ぶまれたが、当日の早朝には雨風も止み、北海道ならではの涼しい気温の中開催された。

交流戦は、前後半25分の試合が午前に1試合、午後には2試合というスケジュールで行われ、交代要員不在の11人で交流戦に臨んだ当会チームにとって非常にハードなものであった。

1試合目は、相手のスピードに翻弄され、早々に2点を先制されるも、鈴木のパスを佐伯が押し込んで1点を返す。その後、松原がこぼれ球を冷静に決め、前半のうちに同点に追いつく。後半は、阿部、山岸、楠瀬、甘粕

を佐伯が流し込み1点を返す。その後、鈴木がドリブルで独走し同点とするも、前半終了間際にPKを決められ、2-3で前半を折り返す。後半は、相手に2点を取られるも、谷脇、砂子、武井を起点としてボールを回し、PKを古賀、鈴木、クロスを武井、古賀のパスを佐伯が決め、5-5の同点で試合終了となった。

3試合合計150分間を戦い抜いた後に行われた懇親会では、札幌チームのメンバーと更に交流を深めることができ、大変充実した交流戦となった。次回の交流戦も楽しみである。

(会員 古賀 達也)

休みの最後の日は テニス日和

横浜法曹テニスクラブ 令和初の合宿地は、約20年ぶりの「天空のリゾート小海リエックス」。海



がない山梨県と長野県を結ぶ「小海線」小海駅にあり、標高1375メートルのJR鉄道最高地点を通過するくらいであるから、避暑が求められる合宿地には最適の場所であった。

「星王の湯りえつくす」で、佐久平の夜景と満天の星を眺めながら露天風呂を満喫した後は、バイオリン演奏を聴きながらのビュッフェ。8月1日が当クラブ会長高原将光会員の誕生日であったため、ハッピーバースデーソングが奏でられた。

二次会では、ベテラン会員が持ち寄りのお酒を飲みながら、当クラブの今後について話し合うという真面目な場面もあった。今年の忘年会で重要な決定をすることになったため、忘年会には是非参加していただきたい。2日目は2チームに分かれての対抗戦。飯田直

(会員 井上 晴彦)

編集後記

民事裁判のIT化。反社会的利益として、業界標準のチャットソフトが定まるのは便利そうです。まあ、しばらくは電話やFAXで「Teamsでメッセージを送ったので内容確認してくれ」的なことが必要なのでしょう。今号は、実験的にクラウドを利用した校正作業にしてみました。かなり作業が減ってラクになった気がします。

- 勝俣 豪
本間 久雄
長谷川 篤司
川添 啓明
安達 慎司
青木 敦子
長谷川 康